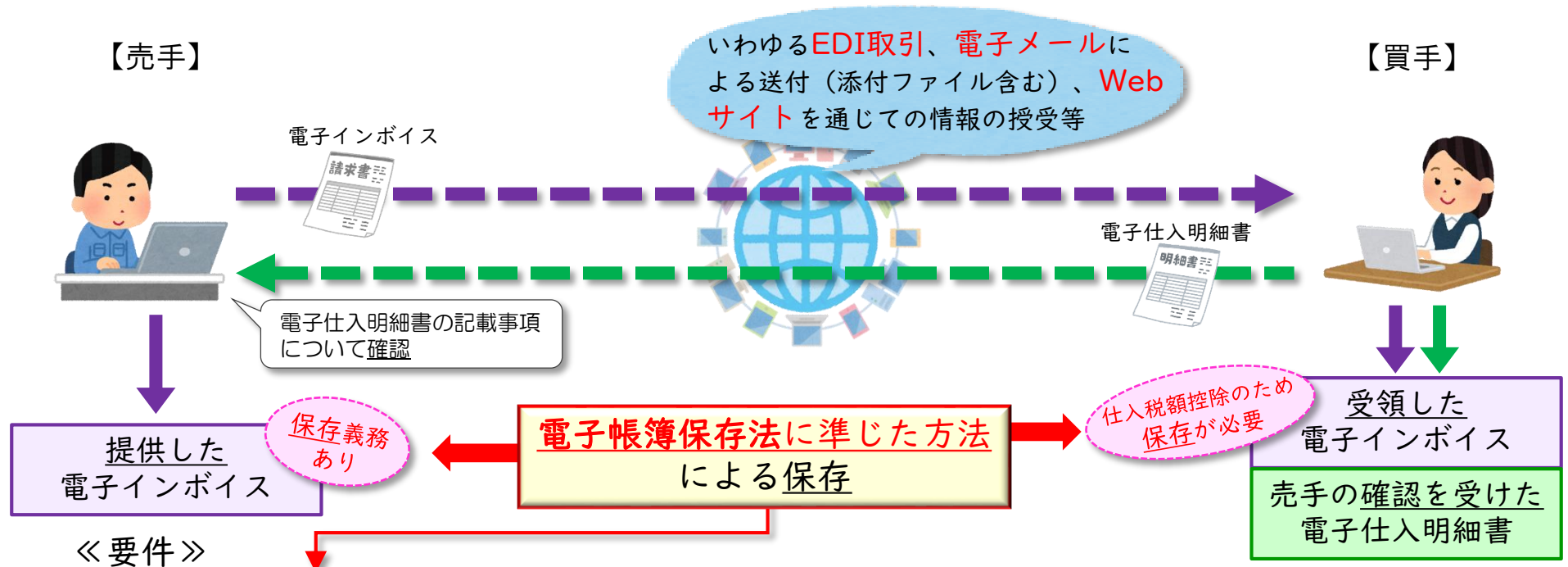


適格請求書等の電磁的記録による提供（電子インボイス）について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

- ② システム概要書等の備付け
- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保

(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い